

第8章 高齢者の安心・安全の確保

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、安心して外出できるまちづくりが求められます。生活の拠点となる住宅はもちろんのこと、多くの人々が利用する公共施設、道路、公園、交通機関などのバリアフリー化を進め、まちを安全に移動し、快適に行動ができる環境を整備していく必要があります。

また、近年は、高齢者の増加とともに、高齢者の交通事故や高齢者が犯罪の被害者となるケースが増加しています。高齢者にとって安全な交通社会をつくるため、すべての住民に対する交通安全意識の啓発が必要であるとともに、高齢者自身が加害者にならないために、加齢に伴う身体機能の低下が歩行者・運転者としての行動に及ぼす影響を周知し、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図ることが重要です。また、近年多発している振り込め詐欺などをはじめ、高齢者が悪質な詐欺や訪問販売等の犯罪被害に遭わないように、不安を感じた際にすぐ相談できるよう窓口の充実に努め、犯罪防止に向けた広報・啓発を行っていく必要があります。

さらに、身体機能が低下した高齢者は、災害弱者でもあります。近年はひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの緊急時対応に不安が大きい世帯が増加しています。災害時において迅速かつ円滑な避難が行えるよう、災害時要援護者の把握や地域における防災組織体制の整備が必要です。

重点施策

- 1 高齢者が住みやすい環境の整備
- 2 防災・防犯対策の推進

施策の方向

1 高齢者が住みやすい環境の整備

住宅改修業者及び介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とした住宅改修に関する研修を行うとともに、利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）、住宅改修業者がともに連携し、利用者にとって効率的で納得のいく住宅改修となるよう、支援していきます。

『山梨県安全・安心なまちづくり条例』に基づく福祉のまちづくりを推進し、ユニバーサルデザインに基づく施設整備を図ります。

高齢者も安心して外出できるように、歩道の段差の解消や、歩道上の放置自転車、たて看板等の撤去など、外出の妨げになるものを取り除くよう、住民に啓発します

警察署や自治会、ことぶきクラブ（老人クラブ）などと連携して、高齢者のための交通安全教育等の講習会を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。

歩道や信号機、カーブミラーなど交通安全設備の整備が図られるよう関係部署・機関に働きかけます。

2 防災・防犯対策の推進

自主防災組織、民生委員等との連携を強化し、災害時対策の土台となる近所づきあいを大切にする相互扶助精神の普及に努めます。

災害時に高齢者を安全に避難させたり、居場所を確認するために重要な要援護者台帳の整備を図るとともに、災害時要援護者避難支援マニュアルの作成を検討します。

火災時において高齢者の生命を守るため、平成 21 年度より既存住宅においても義務づけられた火災報知機等の設置について継続的に広報していきます。

高齢者が悪質な訪問販売や詐欺等に遭わないように、消費者教育や相談窓口の充実に努めるとともに、クーリングオフ制度や消費生活センターの利用について、広報・啓発を行います。

警察署・交番・地域安全推進員、その他の地域ボランティア等との連携を強化し、犯罪の被害防止に向けて、地域防犯活動に積極的に取り組みます。